

暴風警報の発令に伴う静岡県吹奏楽コンクールの開催・運営に関する申し合わせ事項

平成16年7月5日 決定

【大会実施前に暴風警報が発令されている場合】

- 1 開催地区において暴風警報が発令されている間は原則として大会を開催しない。
- 2 暴風警報解除後の対応は原則として次のとおりとする。なお、実施する場合には出演順の変更等の配慮をすることができる。
 - ① 午前7時までに解除された場合・・・予定通り実施する
 - ② 午前7時～午前8時の間に解除された場合・・・予定の1時間遅れで実施
 - ③ 午前8時～午前10時の間に解除された場合・・・予定の2時間遅れで実施
 - ④ 午前10時～正午の間に解除された場合・・・解除された時刻の2時間遅れで実施
 - ⑤ 正午までに解除されなかった場合・・・当日の開催は中止とし、別途定める日に大会を開催する

但し、ホール借用時間や審査員の残留可能時間、各参加団体の来場の可能性、大会の終了時刻等を考慮し、大会運営が可能と判断した場合には暴風警報の解除が正午以降の場合であっても実施することができる。この場合、大会の終了は午後8時半を過ぎないことを条件とする。

- 3 前項2の形で大会を開催したことにより、参加のできなかった団体については棄権として取り扱う。ただし、大会に参加できなかった団体が出場団体数の3分の1を超えた場合には当日の大会は中止し、別途定める日に大会を開催するものとする。
- 4 以上の緊急時の判断は地区大会においては支部長、県大会においては各部門連盟の会長または理事長が行う。

【大会実施中に暴風警報が発令された場合】

- 1 暴風警報が発令された場合には、ただちに出演団体および入場者に伝達する。出演団体は警報が解除されるまでは会場内にとどまるものとし、入場者に対しても安全確保のために会場内にとどまるように求めるものとする。
- 2 警報発令後も会場に到着している団体については予定通り演奏を行うものとする。ただし、必要に応じて演奏順の変更などを行うことができる。
- 3 警報発令によって大会に参加できなかった団体が出場団体数の3分の1を超えた場合には別途定める日に再度大会を開催するものとする。

<備考>

- 1 警報の発令が予想される場合は、参加申込記載の連絡先電話等を用い、担当事務局から参加団体に事前の連絡を行うものとする。
- 2 後日大会を開催する場合には上位大会との日数を考慮の上、日時を設定する。この場合、会場や審査員等が当初の予定と変更になる場合がある。
- 3 上記の1、2については大会要項またはコンクール打ち合わせ会において出演団体に連絡するものとする。

地震・火災・停電等の発生に伴う各種大会の開催・運営に関する申し合わせ事項

平成17年7月4日 決定

- 1 上記の突発的な事態に備えて、大会運営中は休憩時間を除いて担当役員の少なくとも1名が常に主催者席にいて適切な判断を行うようにする。
- 2 突発的な事態が発生し、やむなく演奏中止の判断をした場合には主催者席にいる担当役員は速やかにステージ責任者に連絡する。なお、演奏中に突発的な事態が発生した場合には連絡を受けた後、ステージ責任者は演奏中断を求める。
- 3 避難誘導が必要な場合には次のとおりとする。なお、事前の会場との打ち合わせ内容に基づいて避難誘導マニュアルを作成するものとする。
 - ① 客席の聴衆等についてはホールの防災対策マニュアルに従い、当日のホール職員との打ち合わせの際に指示を受けた通りに避難誘導を会場係が行う。
 - ② ステージ上の出演者についてはステージ責任者が①と同様に行う。
- 4 突発的な事態が発生した時にはその安全が確認されるまでは、大会を再開しない。
- 5 大会中断後、安全が確認されて演奏を再開をする場合、演奏を中断した団体については当該部門の一番最後に演奏するものとする。
- 6 大会当日の再開が困難と判断した場合には大会を中止し、それまで演奏した団体を含めて後日改めて大会を行うものとする。ただし、改めての開催ができない場合には代表選出等については主催連盟または主管連盟の理事会で協議し、決定する。
- 7 前項の大会中止の判断は主催連盟または主管連盟の会長（支部長）・理事長の判断で行うものとする。
- 8 この申し合わせ事項は静岡県吹奏楽連盟下で行われるすべての大会に適用する。

<備考>

- 1 後日大会を開催する場合には上位大会との日数を考慮の上、日時を設定する。この場合会場や審査員等が当初の予定と変更になる場合がある。
- 2 これらの内容については大会開催要項または大会打ち合わせ会において出演団体に連絡するものとする。

ステージ・フロア等への楽器搬出入についての申し合わせ事項

平成17年7月4日 決定

- 1 楽器の運搬は出演団体が全責任をもって行うものとする。主催者のステージ係（フロア係）や誘導係は原則として運搬を補助しない。
- 2 出演団体は楽器運搬の責任者を1名決めておき、責任者は必ず楽器の搬出入を最後まで残って確認する。
- 3 ステージ上（フロア）の演奏が始まったら、原則としてステージ袖及びステージ裏（フロア）の楽器運搬は行わない。ただし、ステージ係（フロア係）が安全を確保した上で運搬を命じることができる。
- 4 ステージ（エリア内）への楽器搬出入は何度も往復することなく、1回で済むように補助員人数を確保する。補助員人数の確保が難しい場合には管楽器奏者が打楽器搬出入の補助を行うなどの方法によって対処する。
- 5 出演団体は演奏終了後、ステージ下手側（エリア内）に楽器（特に打楽器）が一切の残らないように出演者全員が協力して上手袖（エリア外）に搬出する。
- 6 主催者は下手側（入場口）と上手側（退場口）の両方に1名ずつ楽器搬出入管理責任者をおく。
- 7 この申し合わせ事項は静岡県吹奏楽連盟下で行われるすべての大会に適用する。

<備考>

- ・楽器運搬の経路については、主催者が事故のないように配慮し、会場の指導を受けて決定するものとする。
- ・これらの内容については大会開催要項または大会打ち合わせ会において出演団体に連絡するものとする。

吹奏楽コンクール（中日コンクールを含む）参加にあたっての申し合わせ事項

平成17年7月4日決定

- 1 各団体が各大会で演奏する曲を選ぶ際、著作権の存在する曲を編曲して演奏する場合には著作権管理者から必ず編曲許諾を取る。また、その編曲に基づく演奏の録音や録画可能であるかを確認する。ただし、全日本吹奏楽コンクールの課題曲については楽譜の中で使用されている他の楽器で代替することは認められている。
- 2 使用楽器については木管楽器、金管楽器、打楽器とする。ただし、コンクールでは弦バス、ピアノ、ハープ、チェレスタの使用を認める。

【使用楽器についての細則】

- ① 弦楽器の使用は弦バスのみ認める。
 - ② 邦楽器は打楽器と吹奏楽器（木製もしくは元来木製の楽器、例えば尺八、箏、龍笛、横笛、笙等）は認められるが、弦楽器（例えば琴など）は認められない。他の民族楽器についても同様である。
 - ③ 洋楽器においては、木製または金属製の吹奏楽器は認められるが、鍵盤ハーモニカやハーモニカ、アコーディオンは使用が認められない。
 - ④ ピアノで特殊な奏法（ピアノ線を弾く、叩くなど）を行う場合には参加申込の際に申し出て許可を得なければならない。なお、会場によってはこうした特殊な奏法を認めない場合がある。
 - ⑤ 打楽器については制限がないが、舞台上で水を使用する楽器や奏法については参加申込の際に申し出て許可を得なければならぬ。なお、会場によっては許可が得られない場合がある。
 - ⑥ 演奏者が歌う行為については歌詞があるものは不可とする。「ア」や「ラ」といった単発音、スキャット、口笛等については可とする。
- 3 吹奏楽コンクール実施に関わる舞台上の細則について、以下のとおり定める。
 - ① ひな壇は2段とする。各段の寸法・高さは以下を標準とする。
後方の段・・・幅6～7間、奥行き6尺以上、高さ60cm程度
前方の段・・・幅6～7間、奥行き4～6尺、高さ30cm程度
 - ② ピアノの位置は下手のベタとし、舞台中央や上手、ひな壇上には移動しない。下手ベタの範囲内での移動は自由とするが、ピアノの移動は演奏者ではなく、舞台スタッフまたは舞台スタッフの指示で舞台係職員が行う。
 - ③ ひな壇は固定とし、コンクール実施中は一部またはすべてを撤去したり、追加したりすることはできない。
 - ④ 各団体が演奏者台（ハープ、ホルン等）を持ち込むは認めない。また、この他特殊な効果を狙った道具（ホルンの反響を狙ったアクリル板など）を持ち込むことはできない。道具を楽器そのものとして使用する場合には、大会開催前に当該事務局に申し出て使用が認められるか確認しなければならない。
(注) 全国大会では、演奏台や道具（楽器として使用する場合を除く）の持ち込みは認めているが、支部大会や県大会等では運営上の理由から規制をしている。
 - ⑤ 管楽器奏者は演奏する場所を移動することはできるが、演奏する場所は原則として舞

台上に限る。バンド等で反響板の後方や客席等で演奏する場合には大会開催前に当該事務局に演奏する位置、楽器名、演奏者名等を申し出て許可を得る必要がある。ただし、会場によっては許可が得られないこともある。

- 4 この申し合わせ事項は静岡県吹奏楽連盟下で行われるすべての吹奏楽コンクールに適用する。